

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月25日

船橋市長殿



提出者

住所 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

氏名 船橋市長 松戸 徹

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-432-9040 （下水道施設課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	船橋市高瀬下水処理場
事業場の所在地	船橋市高瀬町56番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

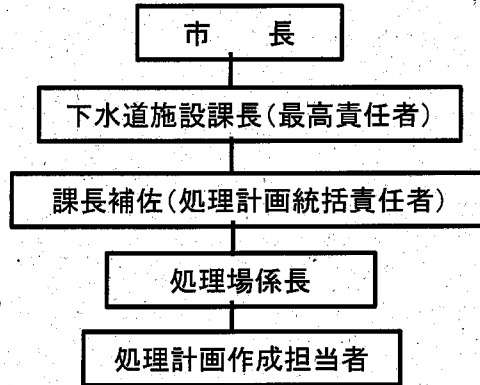
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	下水道業
②事業の規模	前年度の処理水量 27,973,370 m <sup>3</sup> /年
③従業員数	41名 {市職員 処理場係9名(高瀬下水処理場6名) 委託業者32名}
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2参照
	排出量	別紙2参照
	(これまでに実施した取組) 汚泥（脱水ケーキ）の含水率の低減化を図り、排出する汚泥の減量化に努めました。 また、令和4年4月より消化ガス発電事業を開始しており、汚泥の消化による更なる減量化に努めました。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2参照
	排出量	別紙2参照
	(今後実施する予定の取組) 下水道整備の進捗に伴い、今後も排出する汚泥の増加が見込まれますが、汚泥処理のさらなる効率化を検討し減量化に努めます。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	—            t	—            t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	—            t	—            t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—            t	—            t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	—            t	—            t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—            t	—            t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	—            t	—            t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（    6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2参照	
	全処理委託量		
	優良認定処理業者 への処理委託量		
	再生利用業者への 処理委託量		
	認定熱回収業者への 処理委託量		
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量		
	(これまでに実施した取組) 汚泥の処分をセメント原料として再生利用できる業者へ委託しています。また、優良認定処理業者3社とも契約しております。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		別紙2参照 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今年度も引き続き、汚泥の処分を再生利用できる業者への委託を目指します。		
※事務処理欄			

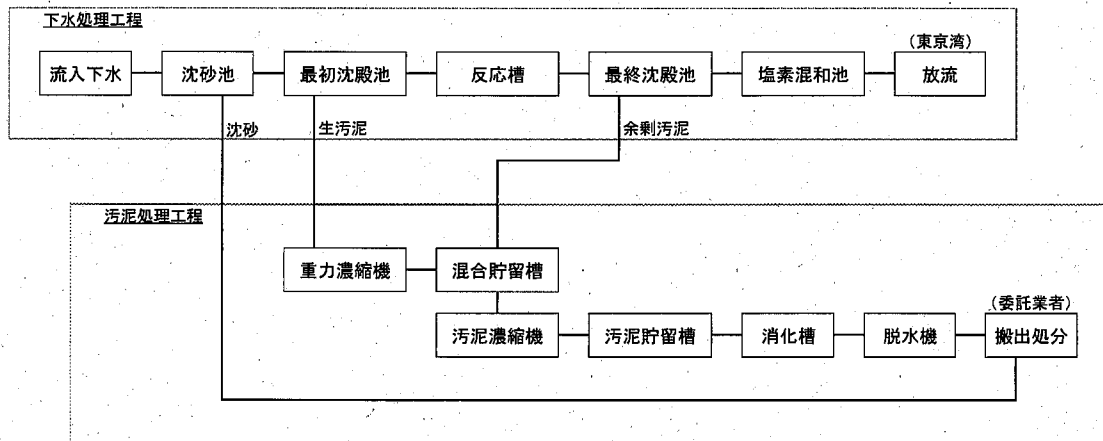
(第6面)

備考

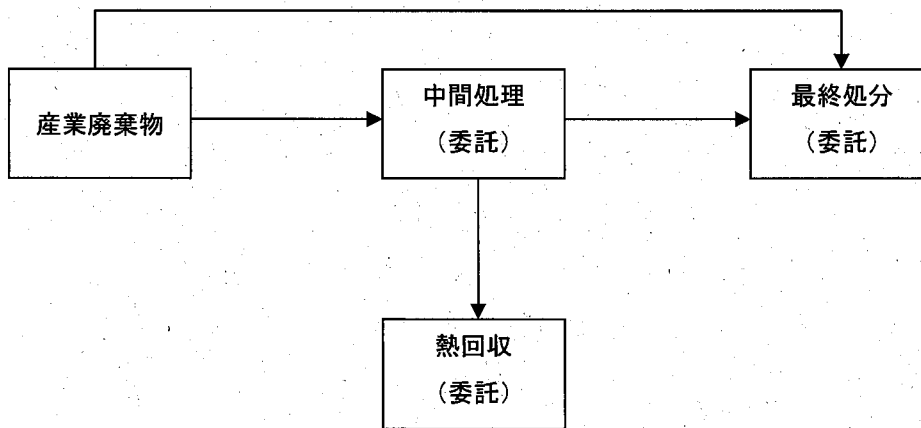
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

(汚泥)



(その他産業廃棄物)



産業廃棄物の種類	総排出量		処理の委託									
			全処理委託量		優良認定処理業者 への処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者 への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委託量	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
汚泥(脱水汚泥)	17,987.160	21,000.000	17,987.160	21,000.000	7,771.000	11,500.000	17,987.160	21,000.000	0.000	0.000	0.000	0.000
汚泥(沈砂)	32.960	120.000	32.960	120.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
廃油	0.541	0.800	0.541	0.800	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.541	0.800
がれき類	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
金属くず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ガラス陶磁器等くず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
木くず	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
安定型混合廃棄物	0.700	1.000	0.700	1.000	0.000	0.000	0.700	1.000	0.000	0.000	0.000	0.000
管理型混合廃棄物	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
廃乾電池類	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
活性炭	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
合計	18,021.361	21,121.800	18,021.361	21,121.800	7,771.000	11,500.000	17,987.860	21,001.000	0.000	0.000	0.541	0.800



産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月25日

船橋市長 殿



提出者

住所 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

氏名 船橋市長 松戸 徹

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-432-9040（下水道施設課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	船橋市高瀬下水処理場
事業場の所在地	船橋市高瀬町56番地
事業の種類	下水道業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

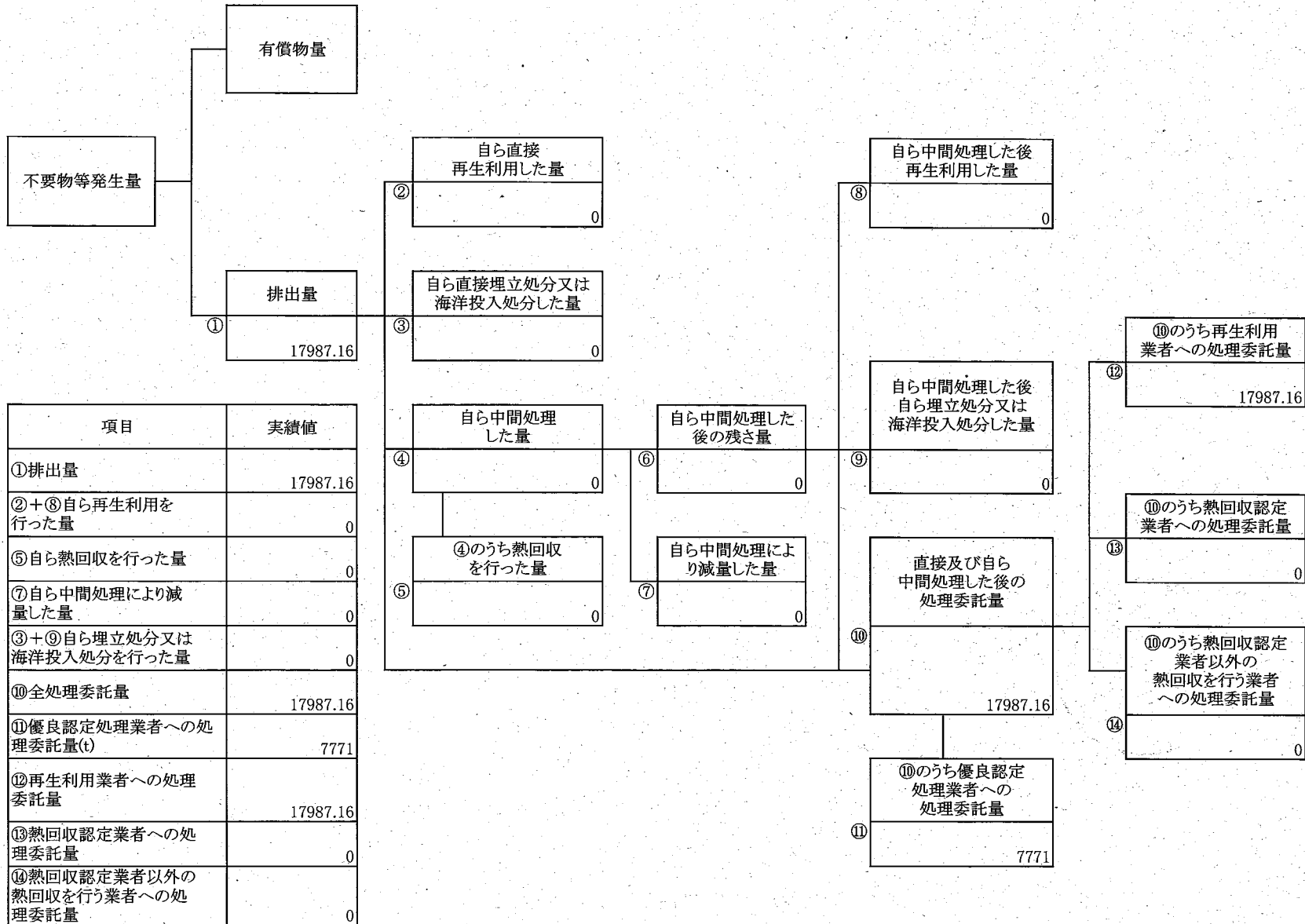
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	21,122.00t	全処理委託量	21,122.00t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	3,300.00t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	21,001.00t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.00t

※事務処理欄

計画の実施状況

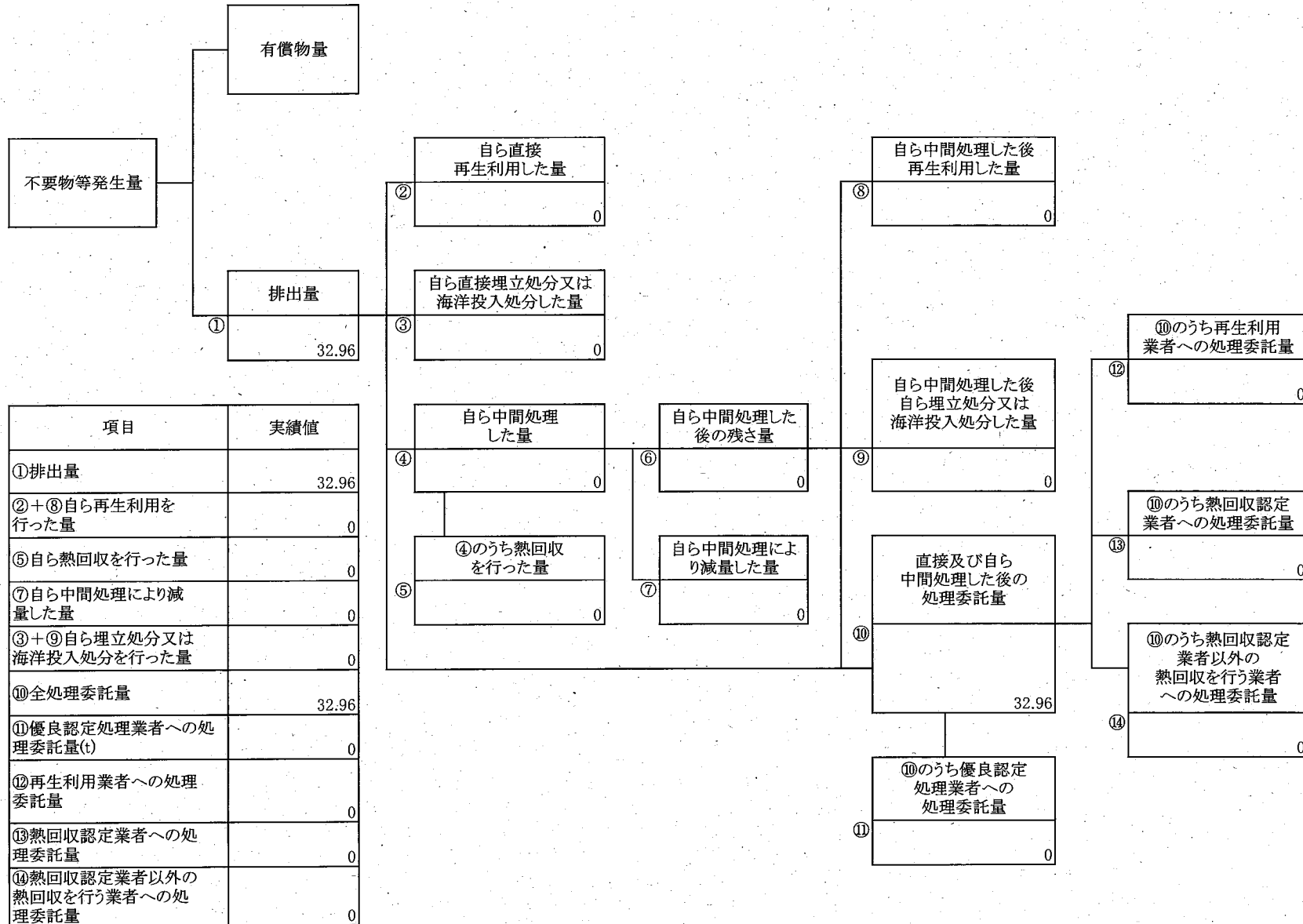
(産業廃棄物の種類: 汚泥(脱水汚泥) )



項目	実績値
①排出量	17987.16
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	17987.16
⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)	7771
⑫再生利用業者への処理委託量	17987.16
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

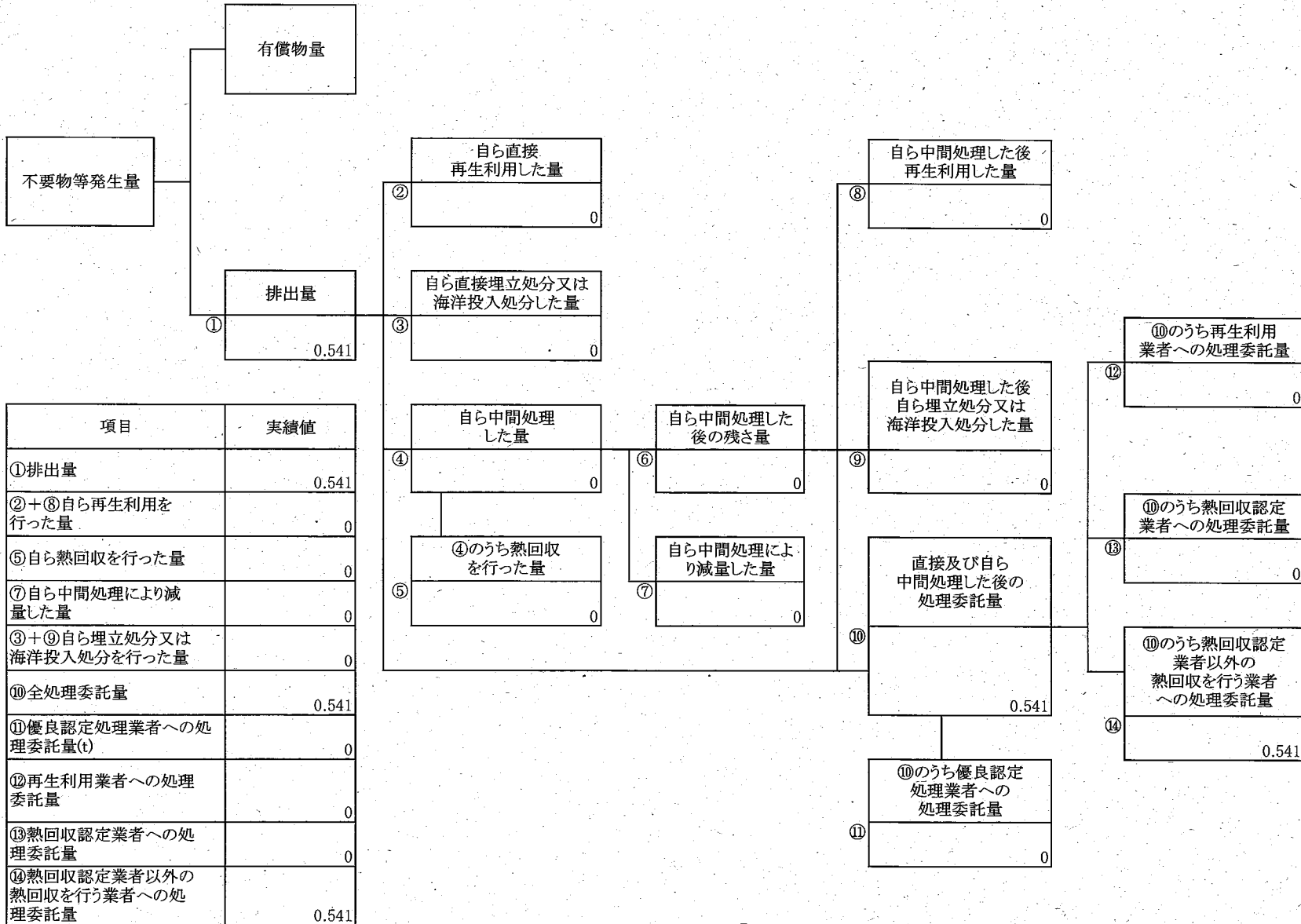
(産業廃棄物の種類: 汚泥(沈砂))



項目	実績値
①排出量	32.96
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	32.96
⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

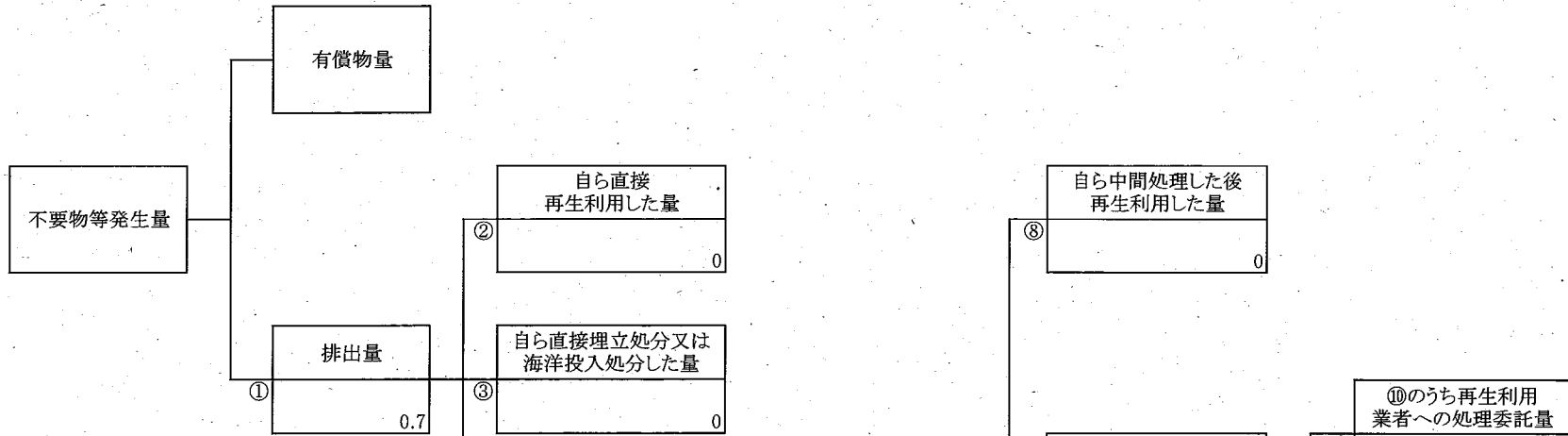
(産業廃棄物の種類: 廃油)



項目	実績値
①排出量	0.541
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0.541
⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.541

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 安定型混合廃棄物)



項目	実績値
①排出量	0.7
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0.7
⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0.7
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、記入しないこと。